

茨城県告示第 67 号

平成 20 年 2 月 7 日付け茨城県告示第 158 号で告示した建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を次のように改正し，平成 22 年 4 月 1 日以後に特定工程に係る工事を終えた建築物について適用する。

平成 22 年 1 月 25 日

茨城県知事 橋本 昌

第 2 中間検査を行う建築物の構造，用途又は規模の第 1 項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号を第 5 号とし，第 7 号を第 6 号とする。

平成22年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0820200426	共同生活援助事業所 グループホーム「まゆみ」	日立市大久保町 2409番地の3	医療法人 圭愛会	日立市大久保町 2409番地の3	平成22年 2 月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第65号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成3年茨城県告示第128号）は、平成21年12月31日限り廃止する。

平成22年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 1 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 常陸太田那須烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市上檜沢字犬塚60番1地先から 常陸大宮市上檜沢字仲平128番2地先まで	旧	メートル 最大 11.7 最小 5.9	メートル 500	
	新	最大 46.5 最小 11.2	500	現道拡幅

茨城県告示第67号

平成20年 2 月 7 日付け茨城県告示第158号で告示した建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日以後に特定工程に係る工事を終えた建築物について適用する。

平成22年 1 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

第2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模の第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

新 旧 対 照 表

新

旧

茨城県告示第 158 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日以後に特定工程に係る工事を終了した建築物について適用する。

なお、平成 17 年 1 月 11 日茨城県告示第 29 号で告示した特定工程及び特定工程後の工程の指定は、平成 20 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 20 年 2 月 7 日

第 1 (略)

第 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

1 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分について、地階を除く階数が 3 以上 又は延べ面積が 500 平方メートル以上のもの。ただし、次に掲げる建築物を除く。

- (1) 法第 18 条の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第 68 条の 10 第 1 項に規定する認定を受けた型式に適合する建築物

茨城県知事 橋本 昌

茨城県告示第 158 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日以後に特定工程に係る工事を終了した建築物について適用する。

なお、平成 17 年 1 月 11 日茨城県告示第 29 号で告示した特定工程及び特定工程後の工程の指定は、平成 20 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 20 年 2 月 7 日

第 1 (略)

第 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

1 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分について、地階を除く階数が 3 以上 又は延べ面積が 500 平方メートル以上のもの。ただし、次に掲げる建築物を除く。

- (1) 法第 18 条の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第 68 条の 10 第 1 項に規定する認定を受けた型式に適合する建築物

茨城県知事 橋本 昌

新 旧 対 照 表

(3) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物
(削除)

(3) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物
(4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資及び証券化支援住宅事業により、中間時の現場審査に適合した建築物
(5) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づき枠組壁工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1540 号) に適合する構造の建築物
(6) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づき丸太組構法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準 (平成 14 年国土交通省告示第 411 号) に適合する構造の建築物
(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき建設された住宅についての住宅性能評価 (構造の安定に関するものに限る。) を受けた建築物

2 (略)
3 (略)
第 3 (略)

2 (略)
3 (略)
第 3 (略)

(4) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づき枠組壁工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1540 号) に適合する構造の建築物
(5) 建築基準法施行令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づき丸太組構法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準 (平成 14 年国土交通省告示第 411 号) に適合する構造の建築物
(6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき建設された住宅についての住宅性能評価 (構造の安定に関するものに限る。) を受けた建築物